

議案第151号

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「，在宅勤務等手当」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第11条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第27条第5項中「第11条」の次に「，第11条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

在宅勤務等手当を新設するため、所要の改正をしようとするものである。